
すみだノーマライゼーション 推進プラン21

～第3期墨田区障害者行動計画(後期)～

《 概要版 》



平成18(2006)年3月

墨 田 区

はじめに

「すみだノーマライゼーション推進プラン 21～第3期墨田区障害者行動計画～」は、墨田区の障害者施策の推進を図るための基本的な指針を示すものとして、平成13年度から22年度までの10年間の計画として策定しています。

この間、わが国の障害者施策は、障害者自らがサービスを選択し契約により利用する支援費制度が平成15年に導入され、平成17年10月には、障害者自立支援法が成立するなど、大きな転換期を迎えています。また、本区においても、グループホームの整備や交通バリアフリー基本構想の策定、障害者就労支援センターの設置など、障害者施策の着実な推進を図ってまいりました。さらに、本区の将来の姿と、それを実現するための協治（ガバナンス）の道筋を示した「墨田区基本構想」を平成17年11月に策定し、区民と区との協働による新たな「すみだ」づくりを進めていくことにしています。これらの状況を踏まえて、計画の中間年度にあたる今年度、本計画の改定を行いました。

計画改定にあたりましては、墨田区障害者施策推進協議会での検討のほか、障害者団体や関係機関の皆様から広くご意見をいただきながら検討を行ってまいりました。

本計画の着実な推進により、「ノーマライゼーション」の理念である障害のある人もない人も社会の一員として住み慣れた地域とともに尊重しあいながら暮らせる社会の実現にむけて、区民の皆様や関係機関とともに、「すみだ」らしい人と人との支えあう思いやりにあふれ、温かみのある地域社会の実現をめざして努力してまいります。

皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成18年3月

墨田区長 山崎 昇

目 次

I. 計画の改定にあたって	1
1. 計画改定の目的	1
2. 計画の性格	1
3. 計画期間	2
4. 計画の改定方法	2
5. 計画の評価	3
II. 計画改定の背景	4
1. 障害のある人の推移	4
2. 福祉サービス利用状況	5
III. ノーマライゼーション推進にむけた計画の基本的考え方	7
1. 計画の基本理念	7
2. 計画の基本目標	8
3. 重点施策～墨田区が取り組むノーマライゼーション推進の視点～ ...	9
IV. 施策の体系と事業の展開	11
1. 施策の体系	11
2. 個別事業の展開	12

Ⅰ. 計画の改定にあたって

1. 計画改定の目的

平成15年4月の支援費制度の導入から平成17年10月に成立した障害者自立支援法への動向の中で、障害のある人を取り巻く環境は大きく変化しています。

また、本区の障害者数はさらに増加し、核家族化・高齢化が進展しているなか、障害のある人が社会の一員として、生涯にわたり住み慣れた「すみだ」に暮らし続けることができる地域づくりのために、障害のある人一人ひとりがもてる力を発揮し、自立して、真の社会参加を実現するための支援を、区民や関連機関と協働して進めていく必要があります。

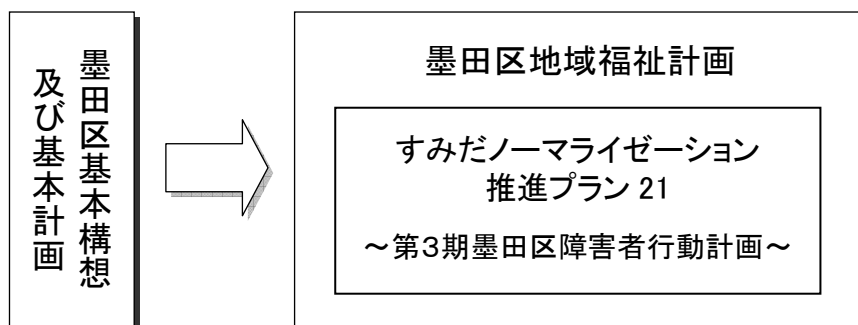
こうした障害のある人を取り巻く環境の変化や障害者施策の抜本的な見直しに対応し、平成18年度から同22年度にかけての障害者施策の方向性を明確にするとともに、障害者福祉の一層の向上を図ることを目的として、計画の改定を行います。

2. 計画の性格

本計画は、本区における障害者施策に関する行動計画であり、障害者施策について今後取り組むべき施策を総合的・体系的かつ具体的に定めたものです。

本計画は、区のめざすべき将来像を掲げる「墨田区基本構想」及び基本構想に基づく「墨田区基本計画」との整合性を保ちつつ策定するものです。また、墨田区の福祉保健に関する基本計画である「墨田区地域福祉計画」（平成13～同22年度）における障害者分野計画としての役割をもちます。

さらに、本計画は障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」として位置づけられます。



3. 計画期間

本計画は、平成13年度からの10年間を計画期間とする第3期墨田区障害者行動計画の後期計画です。

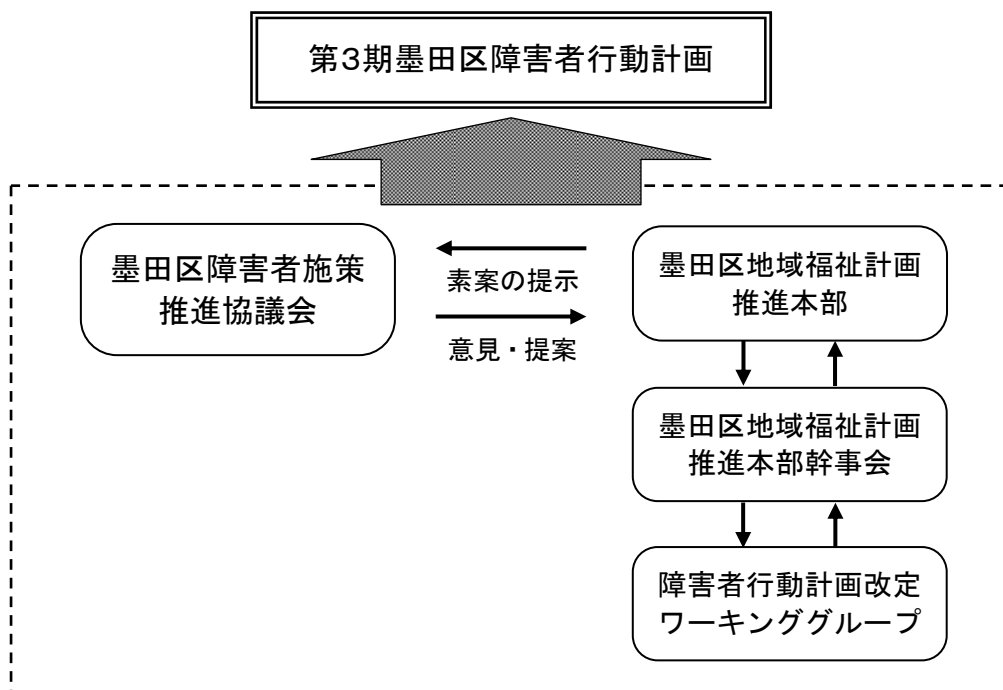
後期計画の計画期間は、平成18年度から同22年度の5年間となります。

4. 計画の改定方法

本計画は、区内における障害者団体等の代表者等を含む「墨田区障害者施策推進協議会」及び区長を本部長として、助役、収入役、教育長、各部長で構成される「墨田区地域福祉計画推進本部」が中心となり、相互に連携・調整を図りながら、審議・検討し、改定を行いました。

また、障害者団体との意見交換の機会の設置、中間のまとめの公表、パブリック・コメント[※]など、障害のある人や区民の意見を計画に取り入れるための取り組みを進め、計画への反映を図りました。

■ 計画の改定体制



※パブリック・コメントとは、区の基本的な施策等を策定する過程において、事前にその案を広く公表し、区民等が意見を述べることができる機会を設け、それに対する区の考え方を公表していく一連の手続きのこと。

■ 関係団体との意見交換

第 1 回	墨田区障害者 団体連合会	平成 17 年 7 月 27 日(水) 午後 2 時～4 時 亀沢のぞみの家 会議室
	精神障害者 関係団体	平成 17 年 7 月 29 日(金) 午前 10 時～12 時 墨田区役所 31 会議室
第 2 回	墨田区障害者 団体連合会	平成 18 年 1 月 17 日(火) 午後 2 時～3 時 30 分 リバーサイドホール会議室
	精神障害者 関係団体	平成 18 年 1 月 17 日(火) 午前 10 時 30 分～12 時 リバーサイドホール会議室

5. 計画の評価

本計画は、「墨田区障害者施策推進協議会」の意見を踏まえ、「墨田区地域福祉計画推進本部」において、各年度に事業の進ちよく状況及び計画達成状況の評価を行います。

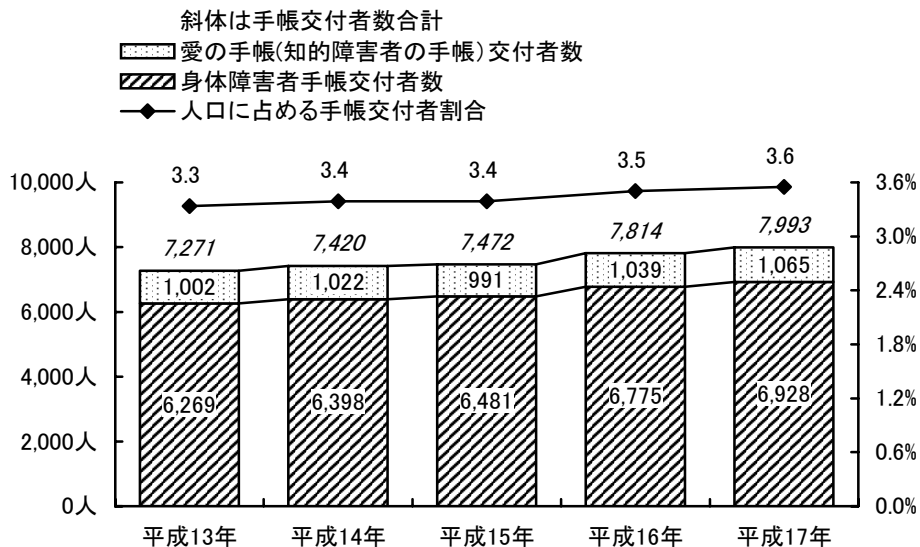
II. 計画改定の背景

1. 障害のある人の推移

平成 17 年 3 月 31 日現在の本区における障害者手帳交付者数は、身体障害者手帳交付者 6,928 人、愛の手帳（知的障害者の手帳）交付者 1,065 人となっており、本計画が策定された平成 13 年以降も漸増の傾向にあります。

一方、精神に障害のある人を精神障害者保健福祉手帳または通院医療公費負担制度申請者の人数でとらえると、平成 17 年 3 月 31 日現在 1,220 人となっています。

心身障害者手帳交付者数の推移



※ : 各年 3 月 31 日現在

※ : 身体障害者手帳と愛の手帳（知的障害者の手帳）の重複交付者は、それぞれに計上している

※ : 手帳交付者割合 = 手帳交付者数合計 / 総人口（各年 4 月 1 日現在の住民基本台帳）

資料：墨田区の福祉・保健

精神障害者保健福祉手帳及び通院医療公費負担制度申請者数の推移

	平成 14 年	平成 15 年	平成 16 年	平成 17 年
手帳のみ	32 人	47 人	63 人	32 人
手帳・通院医療公費負担制度双方	196 人	206 人	283 人	344 人
通院医療公費負担制度のみ	1,182 人	644 人	1,330 人	844 人
計	1,410 人	897 人	1,676 人	1,220 人

※ : 各年 3 月 31 日現在

※ : 精神障害者保健福祉手帳及び通院医療公費負担制度の申請は 2 年ごとであるため、年により申請者数にばらつきがある

資料：墨田区の福祉・保健

2. 福祉サービス利用状況

平成15年4月に開始された支援費制度による在宅サービスの利用状況は下表のとおりであり、特に知的障害のある人において、ホームヘルプサービス、ショートステイの利用者数が増加しています。

精神に障害のある人については、支援費制度の対象外となっていますが、平成16年度は、ホームヘルプサービスの利用が34世帯、デイケアの参加者が延1,367人となっています。

区内の施設の整備・利用状況をみると、生活ホーム（生活寮）及びグループホームは平成13年から同17年の5年間で6か所から13か所へと倍増しています。平成17年10月現在の墨田区のグループホーム普及率（18歳以上の愛の手帳交付者数に占めるグループホーム定員数）は6.75%で、東京23区内で第3位となっています（東京都調査）。

支援費制度による在宅サービス利用者数

		平成15年		平成16年		平成17年	
		4月	10月	4月	10月	4月	10月
ホームヘルプサービス	身体障害	129人	143人	144人	148人	150人	159人
	知的障害	27人	27人	29人	39人	41人	51人
	心身障害児	12人	18人	9人	11人	14人	19人
デイサービス	身体障害						
	知的障害			10人	13人	13人	18人
	心身障害児						1人
ショートステイ	身体障害	0人	1人	1人	1人	1人	0人
	知的障害	6人	9人	10人	10人	27人	20人
	心身障害児	4人	1人	6人	1人	10人	8人
グループホーム	知的障害	25人	28人	37人	45人	48人	51人

※：ショートステイは日中受入を含む

※：グループホームは区外施設の利用を含む

資料：福祉保健部障害者福祉課

区内の身体障害者・知的障害者関連施設の整備・利用状況

施設名称		開設年	定員	利用者数
福祉作業所	墨田福祉作業所	昭和 53 年	60 人	58 人
	すみだふれあいセンター福祉作業所	平成 5 年	60 人	58 人
	墨田さんさんプラザ	平成 16 年	55 人	47 人
	すみだ厚生会館	平成元年	20 人	20 人
	墨田七福福祉作業所	昭和 53 年	20 人	18 人
	墨田第2七福福祉作業所	昭和 56 年	15 人	15 人
心身障害児 通所訓練所	独楽の会	昭和 50 年	15 人	15 人
	墨田こどもの家	昭和 59 年	23 人	23 人
	サクラ子供教室	平成 10 年	9 人	9 人
肢体不自由児(者)通所訓練所(亀沢のぞみの家内)		昭和 53 年	35 人	26 人
知的障害者デイサービス「すみだワクワク工房」		平成 16 年	15 人	—
知的障害者通所更生施設「はばたき福祉園」 (すみだ福祉保健センター内)		平成元年	48 人	51 人 (※1)
心身障害児療育施設「みつばち園」 (すみだ福祉保健センター内)		平成元年	—	172 人 (※3)
身体障害者福祉センターB型 (すみだ福祉保健センター内)		平成元年	—	358 人 (※3)
心身障害者(児) ショートステイ	すみださんさんるーむ	平成 12 年	3 人	—
	すみだ青年の家	平成 11 年	2 人	—
	あとむ	平成 13 年	2 人	—
知的障害者 生活寮・ グループホーム	たちばな荘	平成 3 年	4 人	4 人
	きんしホーム	平成 5 年	4 人	3 人
	東あずま寮	昭和 60 年	4 人	4 人
	岡田寮	平成 6 年	5 人	5 人
	両国寮	平成 14 年	4 人	4 人
	小村井寮	平成 15 年	4 人	4 人
	東墨田寮	平成 15 年	7 人	7 人
	宮下荘	平成 16 年	4 人	4 人
	トモニ福祉サービス八広第一	平成 16 年	7 人	7 人
	トモニ福祉サービス八広第二 (※2)	平成 16 年	7 人	7 人
	てんとう虫	平成 16 年	4 人	4 人
	ジーエイチ誠和寮	平成 16 年	4 人	4 人
	かぶと虫	平成 17 年	4 人	4 人

※ : 平成 17 年 3 月 31 日現在 (※3 については平成 17 年 3 月利用分)

※ : 各施設の利用者数は、区外居住者も含む

※1 : はばたき福祉園の定員を超える 3 名分は、重度知的障害者能力育成特別対策事業として受け入れている

※2 : 「トモニ福祉サービス八広第二」は、運営主体が変わり「北浜寮」から名称が変更された

資料：墨田区の福祉・保健

Ⅲ. ノーマライゼーション推進にむけた計画の基本的考え方

1. 計画の基本理念

障害者施策を展開するための理念として、後期計画においても、引き続き以下の基本理念を掲げ、ノーマライゼーションの推進にむけた取り組みを進めていきます。

自己決定の尊重

障害のある人自らの意思を尊重するとともに、自らの生活のあり方を主体的に選択し、決定し、行動できるしくみづくりを確立します。

自立と自己実現の支援

一人ひとりが社会のなかでもてる力を最大限に発揮し、地域で自立して生活するための支援を行います。

ともに生活する社会の創造

障害のある・なしにかかわらず、だれもが社会の一員として地域のなかでともに生活し、支えあう、思いやりあふれる社会の創造をめざします。

2. 計画の基本目標

計画の改定にあたり、3つの基本理念のもと、次に掲げる4つの基本目標を柱として施策の方向性を定め、この方向性に基づいた取り組みを進めます。

基本目標1 地域での自立生活を支援する

地域での自立生活の実現は、ノーマライゼーションの基本でもあります。地域での自立生活を支えるサービス基盤を整備するとともに、自ら生活のあり方を決定し、自分らしい生活を送るために必要な、自己決定や選択を支援する体制を整備します。

基本目標2 健やかな成長と健康づくりを支援する

健やかな成長や生涯を通じた健康の維持は、自立生活や社会参加を実現する基盤となるものです。障害のある子ども一人ひとりが、ニーズにあった適切な保育や教育を受けられる体制を整備するとともに、年齢や障害の状況に応じて、だれもが継続的に健康づくりに取り組めるよう支援していきます。

基本目標3 社会参画と自己実現を支援する

障害のある人が社会に参画し、生きがいをもって地域生活を送るためには、就労・日中活動の場や文化・スポーツ活動の場など、だれもが希望に応じて参加できる多様な社会活動の場が必要です。一人ひとりがもてる力を発揮し、自己実現や社会貢献をしていくことができるよう、さまざまな活動の場の整備を進めます。

基本目標4 安全・快適に暮らせるまちづくりを推進する

障害のある・なしにかかわらず、だれもが安全・安心・快適に暮らせる地域社会を実現するためには、ハード・ソフト両面でのバリア（障壁）を取り除く必要があります。ユニバーサルデザインの視点に立った、すべての人にとってやさしいまちづくりを進めるとともに、心や情報のバリアをつくらないために、障害のある人への理解や配慮を促進する施策を展開します。

3. 重点施策～墨田区が取り組むノーマライゼーション推進の視点～

◆重点施策1 地域における自立生活支援の積極的展開

在宅サービスは自立生活を支える基盤となるサービスです。障害のある人が自宅や地域で生活する上で必要な支援を得られるよう、民間事業者等と連携して基盤整備を推進します。また、緊急一時介護の推進、知的障害者ガイドヘルプサービスの充実など、個々のニーズに応じた支援策を展開します。

◆重点施策2 自己決定・選択の支援と権利擁護体制の整備

自己決定や選択に基づき、自分らしい生活を送ることができるよう、ケアマネジメント体制の整備を図るとともに、選択や意思決定が困難な人の権利を擁護するためのしくみづくりを推進します。また、福祉サービス第三者評価制度の推進や苦情対応体制の機能強化を図り、サービスの質の向上に努めます。

◆重点施策3 地域における生活の場の確保

生活の場の確保は、地域における自立生活の要であり、今後もさらにニーズの増大と多様化が予測されます。民間事業者等の誘導により、グループホームなどの生活の場の整備を推進し、障害のある人が住み慣れた「すみだ」で暮らし続けていくことができるよう支援していきます。

◆重点施策4 就労支援のさらなる充実

働きたい意欲や能力をもった人が就労できるようにするため、福祉作業所等の充実を図るとともに、障害者就労支援センターの機能を強化して一人ひとりの適性や希望にあった就労支援を行い、障害のある人の自立と自己実現を支援していきます。

◆重点施策5 だれもが暮らしやすい地域社会の実現

区民・民間・区の協働のもと、ユニバーサルデザインの視点に基づくだれもが暮らしやすい、やさしいまちづくりを進めるとともに、心のバリアフリー、情報のバリアフリーを推進し、障害のある人が積極的に社会参加できる地域づくりに取り組んでいきます。

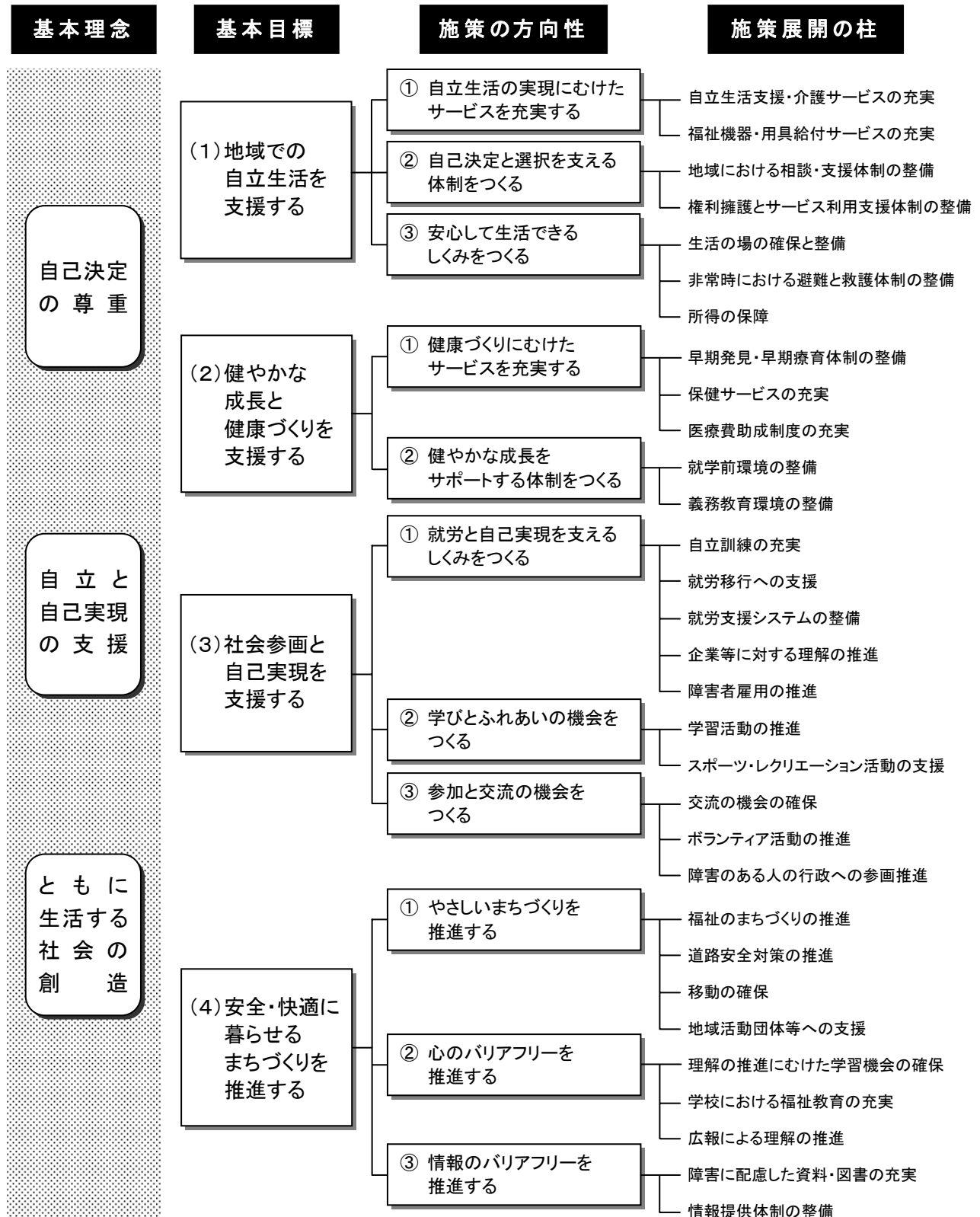
ライフステージ別に見た障害者施策

ライフ ステージ	乳幼児期 0歳……………6歳……………	学齢期 15歳……………18歳……………	青・壮年期
相談・支援	心身障害者自立生活支援センター機能…………… 精神障害者地域生活支援センター…………… 障害者ケアマネジメント…………… 権利擁護とサービス利用支援…………… 各種手当…………… 障害基礎年金……………		
療育・教育	療育相談…………… 心身障害児療育事業…………… 障害児保育、早期教育…………… 心身障害児就学・教育相談…………… 区立心身障害学級…………… 特別支援教育への対応…………… すみだ教室……………		
就労・雇用	日常生活訓練、就労移行への支援…………… 障害者就労支援センター機能…………… 企業等に対する理解の推進…………… 障害者雇用の推進……………		
社会活動	学習活動の推進、スポーツ・レクリエーション活動の推進…………… 社会参加と交流の場の確保…………… ボランティア活動の推進、地域活動団体等への支援……………		
保健・医療	重症心身障害児（者）訪問看護指導…………… 障害児（者）歯科相談及び健診…………… 各種医療費の助成…………… こころの健康相談…………… 訪問指導…………… リハビリ教室……………		
在宅 サービス	ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイ…………… 日常生活用具の給付・貸与、補装具の交付・修理…………… 巡回入浴、紙おむつ等支給…………… 寝具洗たく乾燥、理美容…………… ガイドヘルパーの派遣……………		
まちづくり	福祉のまちづくりの推進、ユニバーサルデザイン化への指導・誘導…………… 公園出入口、道路、公共交通機関等のバリアフリー整備、移動の確保…………… 心のバリアフリー、情報のバリアフリーの推進……………		
施設	保育施設、学校…………… 心身障害児療育施設…………… すみだ福祉保健センター…………… 心身障害者通所更生施設…………… 福祉作業所…………… 精神障害者社会復帰施設…………… 各種グループホーム・ケアホーム…………… 心身障害者入所施設……………		

※介護保険の要支援・要介護認定者は、原則として介護保険サービスを利用

IV. 施策の体系と事業の展開

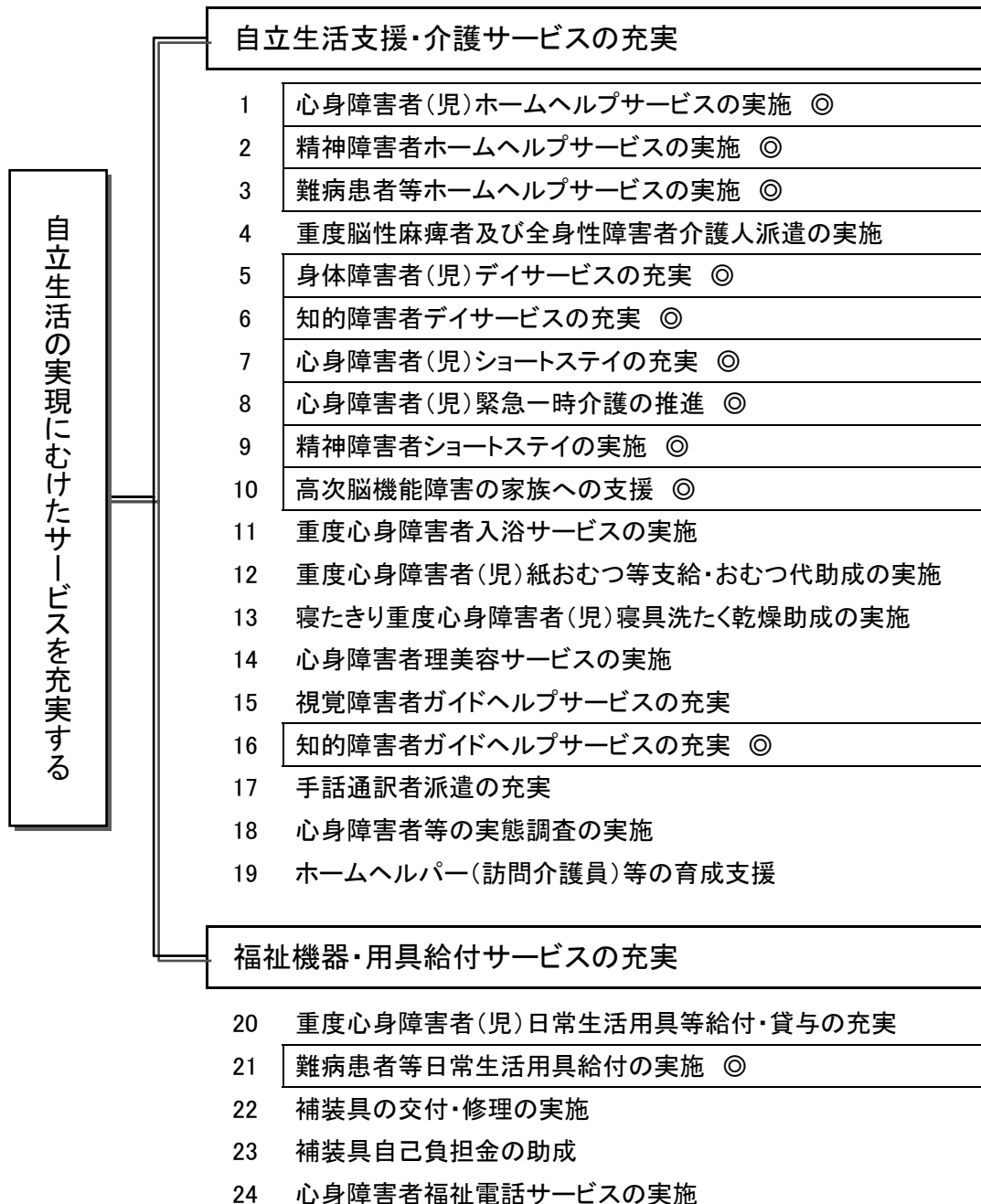
1. 施策の体系



2. 個別事業の展開

(1) 地域での自立生活を支援する

① 自立生活の実現にむけたサービスを充実する

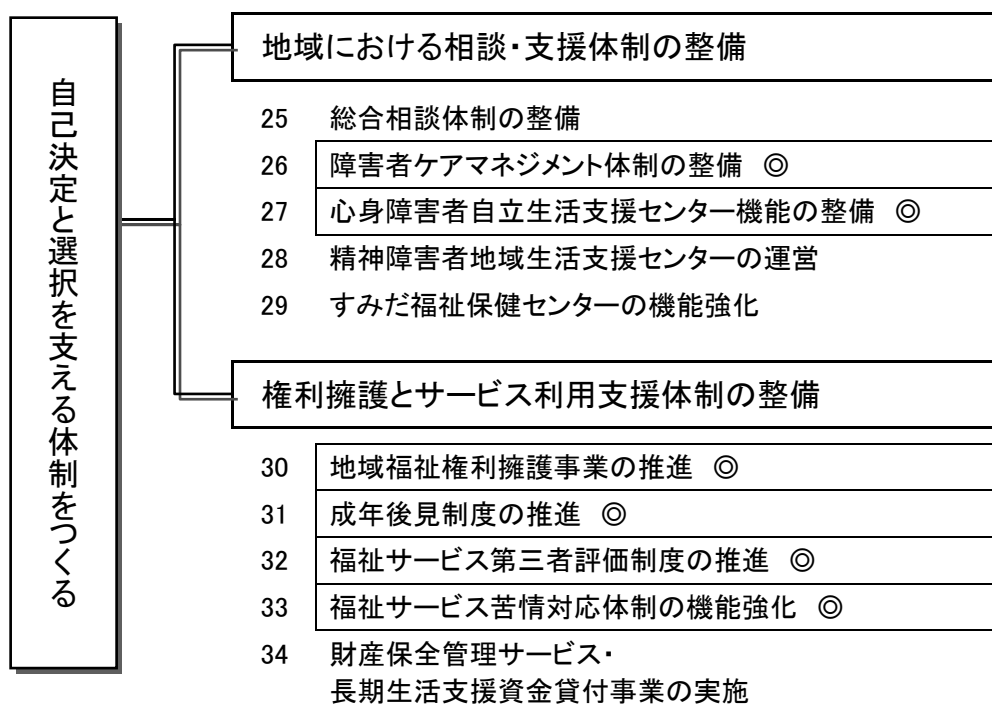


◎: 重点事業

障害のある人一人ひとりが、もてる力を最大限に発揮して、自らの生活のあり方を主体的に決定することができる、自立した生活を実現していくためには、自立生活を支える在宅サービスの整備が不可欠です。

平成18年4月からは、障害者自立支援法に基づくサービスとして、地域での自立生活を支えるサービスの量と質の拡充に努め、障害のある人やその家族に対する総合的な支援を推進していきます。

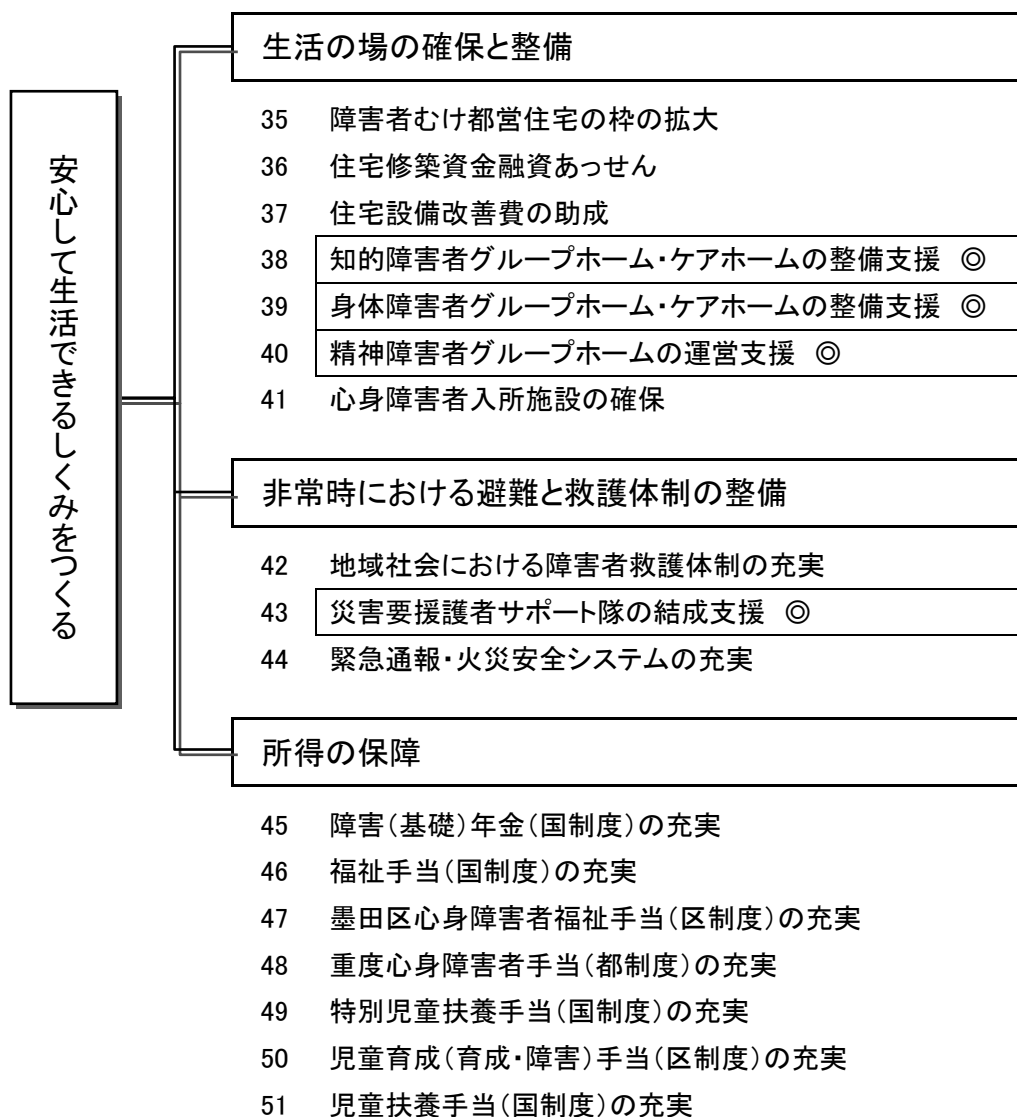
②自己決定と選択を支える体制をつくる



◎:重点事業

障害のある人が自らの生活のあり方を主体的に決定し、地域で自分らしい生活を送ることができるよう、ケアマネジメント体制を整備し、相談・支援体制の充実を図るとともに、障害のある人の権利を擁護するしくみづくりなどの推進を図っていきます。

③安心して生活できるしくみをつくる



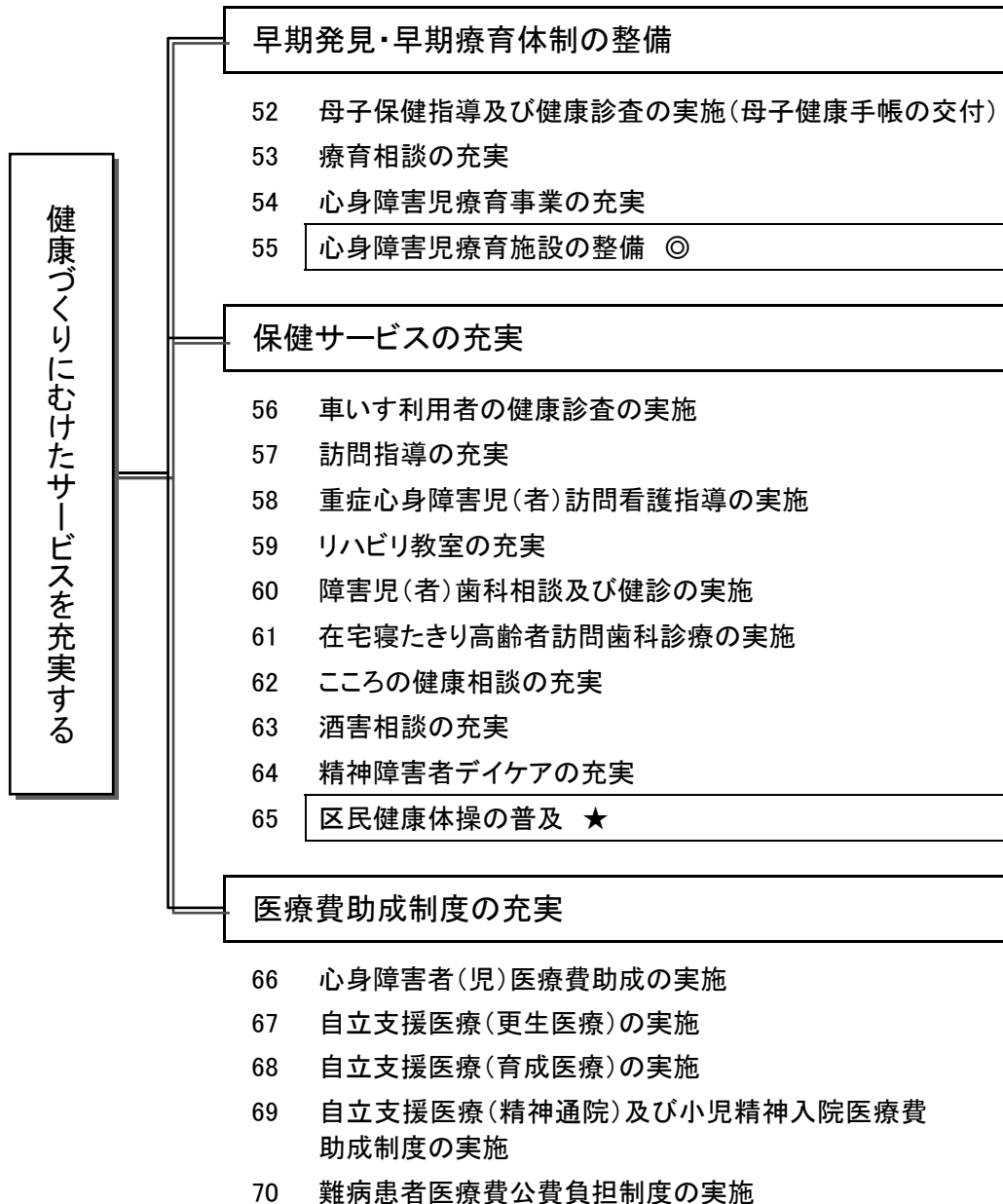
◎:重点事業

障害のある人や、その介助を担う家族の高齢化が進むなか、どんなに障害が重い人でも生活を送ることのできる場を、地域に確保していく必要があります。

個々の障害の状況に応じた多様な生活の場の確保とあわせて、非常時における避難と救護の体制を整備し、障害のある人が安心して生活できる地域づくりを推進していきます。

(2) 健やかな成長と健康づくりを支援する

①健康づくりにむけたサービスを充実する



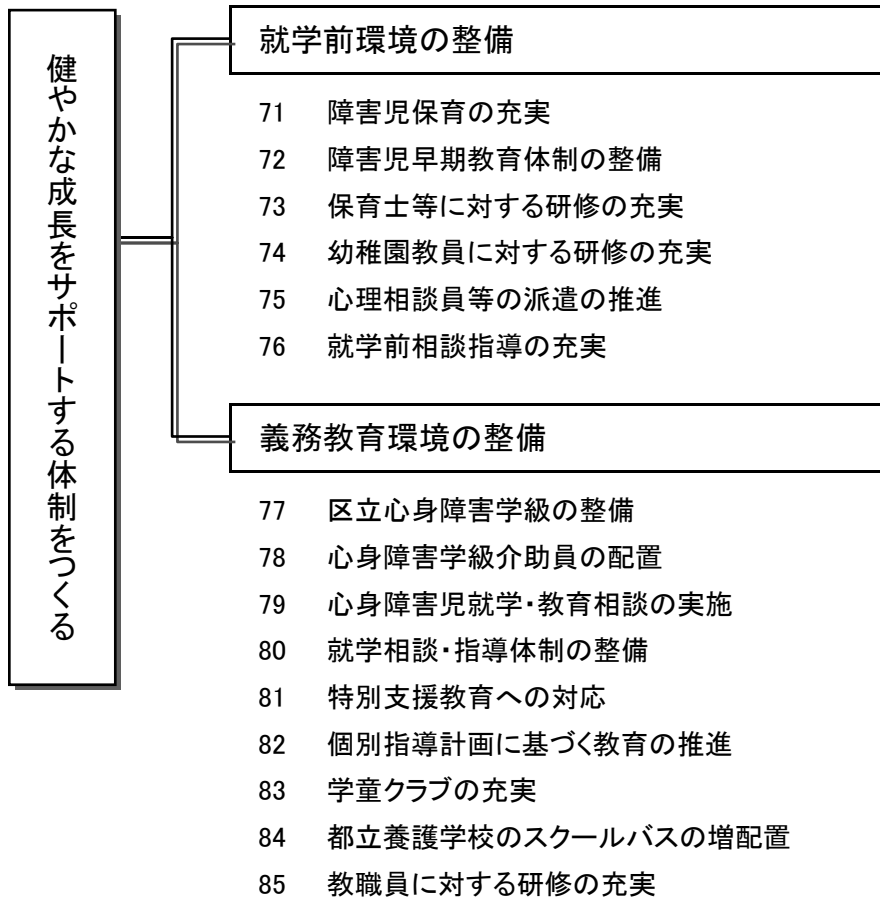
◎:重点事業

★:新規事業

保健センターや医療機関等との連携のもと、障害・疾病の早期発見・早期治療に努めるとともに、すみだ福祉保健センター内にある心身障害児の療育施設である「みつばち園」を中心とした療育体制の整備拡充を図ります。

また、保健サービスの充実と必要な医療費の助成により、年齢や障害の状況に応じて、だれもが健康の維持、機能回復・保持に取り組めるよう支援します。

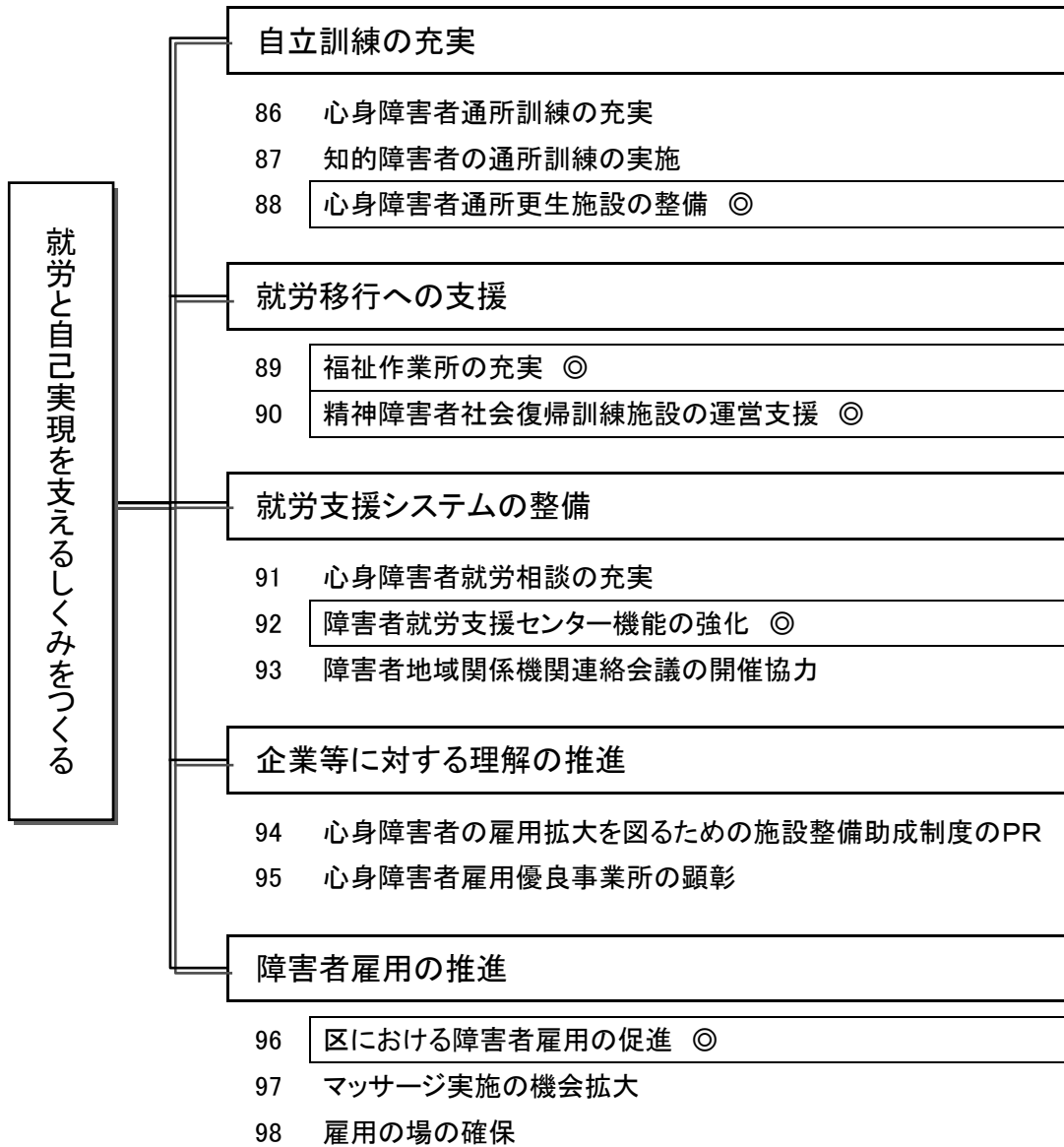
②健やかな成長をサポートする体制をつくる



すべての子どもが健やかに成長し、ともに学び、成長していける地域づくりを進めるため、障害児の保育・早期教育の充実、適正な就学を推進するとともに、障害のある児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じて適切な教育的支援を行う特別支援教育推進体制を整備するなど、障害のある子どもの就学前及び義務教育の環境の整備を図ります。

(3) 社会参画と自己実現を支援する

① 就労と自己実現を支えるしくみをつくる

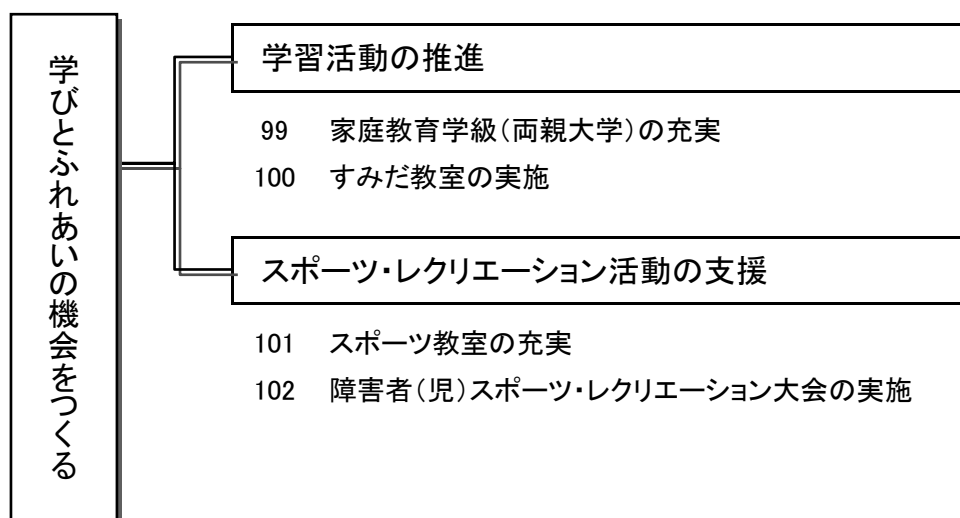


◎: 重点事業

障害のある人の就労の場・日中活動の場を確保していくことは、地域における自立生活、自己実現や社会参加のための基本的要件です。

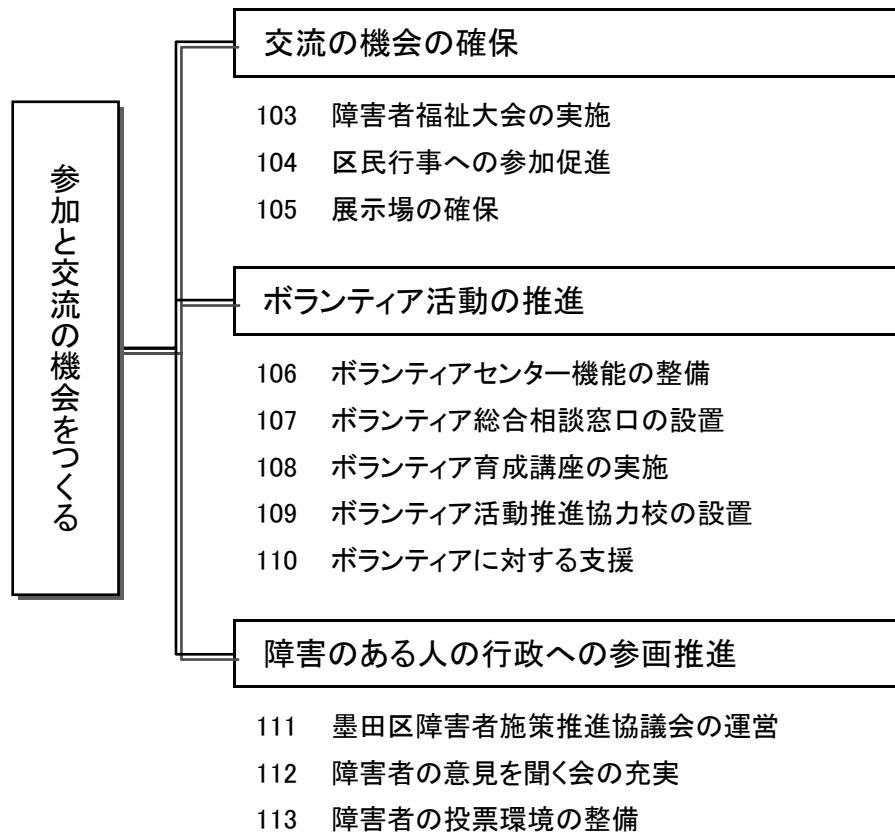
今後は、障害者就労支援センターの機能を強化し、企業等への就労移行への支援を推進していくとともに、更生施設や授産施設など現行の施設体系を障害者自立支援法に基づく新たな施設体系に再編し、障害の特性に応じた支援の充実を図り、障害のある人の地域における自立と社会参加をさらに進めていきます。

②学びとふれあいの機会をつくる



障害のある人がいきいきと参加できる、スポーツやレクリエーション、学習などの多様な社会活動の場の提供を通じ、障害のある人相互の交流や区民とのふれあいの機会を積極的につくり、障害のある人の社会参加と生きがいづくりを支援します。

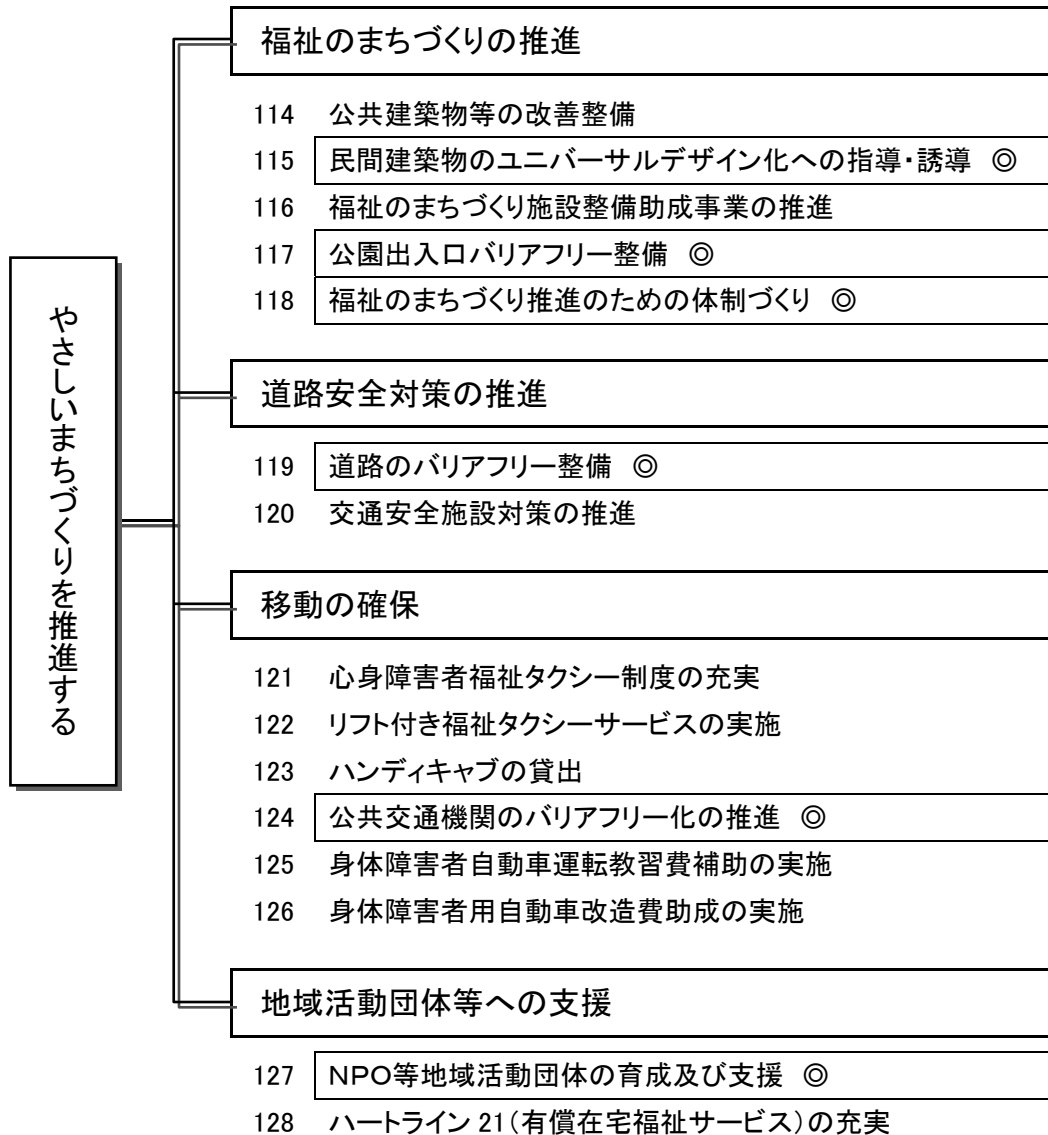
③参加と交流の機会をつくる



障害のある人とない人との交流の機会の確保やボランティア活動の推進を図り、支えあい・思いやりあふれる地域づくりを進めるとともに、障害のある人の行政への参画を推進し、すべての人が社会の一員として、積極的に地域社会に参加できるしくみの整備に取り組んでいきます。

(4)安全・快適に暮らせるまちづくりを推進する

①やさしいまちづくりを推進する

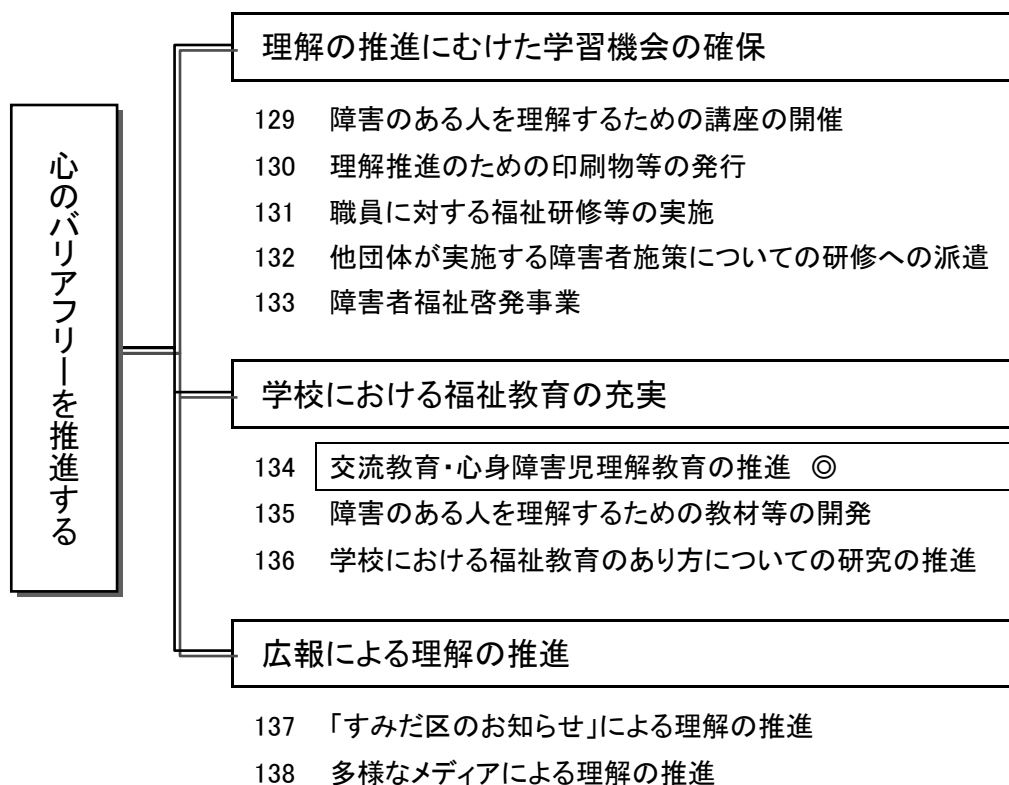


◎:重点事業

障害のある人が安全・快適に生活しながら、積極的に社会参加できるよう、バリアフリーの考え方を一歩進めて、はじめから「すべての人が利用しやすい」ユニバーサルデザインの考え方に基づくまちづくりを推進していきます。

また、引き続き、NPO（非営利組織）等の地域活動団体、住民参加型のサービス提供団体の支援を通じた人づくり、区民・民間・区が一体となったやさしいまちづくりの推進に取り組みます。

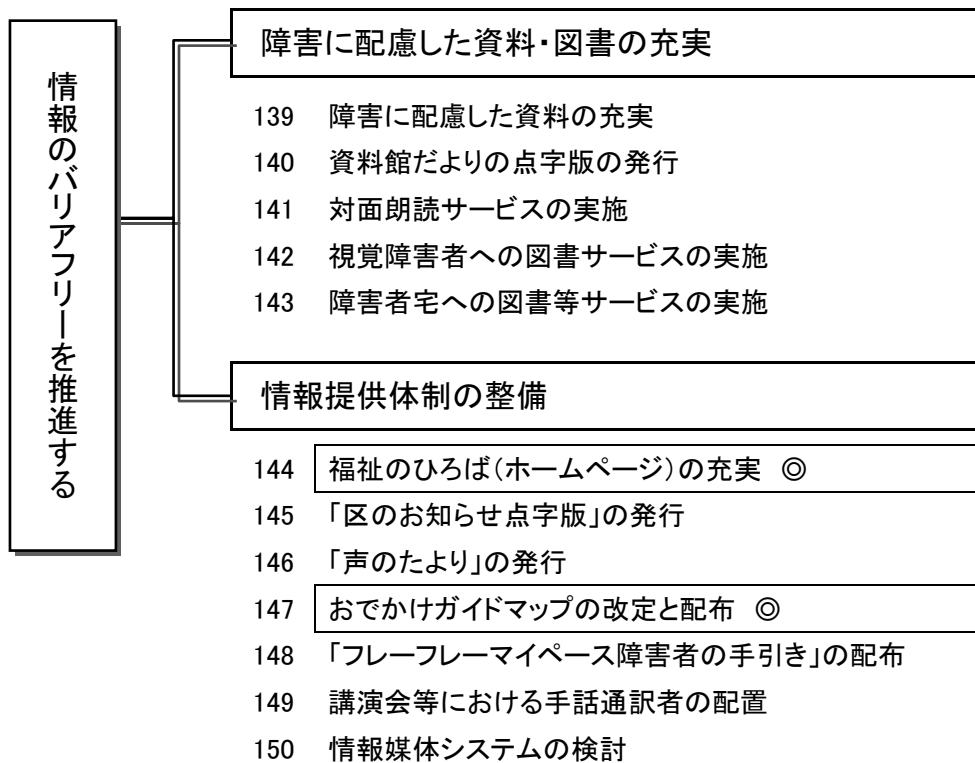
②心のバリアフリーを推進する



◎:重点事業

障害や障害のある人に対する無理解・無関心、偏見、差別など、眼にはみえない心のバリア（障壁）を取り除くために、今後も心のバリアフリーを推進し、区民相互の理解を深め、互いの違いを認めあいつつ、地域のなかで共生していくことのできる思いやりのある心の育成をめざします。

③情報のバリアフリーを推進する



◎:重点事業

視覚障害や聴覚障害のある人、自由に外出ができない人など、情報を自ら得ることが難しい人が、いつでも・どこでも必要な情報を手に入れることができるよう、情報のバリアフリーを推進していきます。

すみだノーマライゼーション推進プラン 21
～第3期墨田区障害者行動計画（後期）～

《 概 要 版 》

平成 18(2006)年 3 月

発 行：墨田区

〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋一丁目 23 番 20 号

TEL (03) 5608-6151 FAX (03) 5608-6403

編 集：墨田区福祉保健部